

令和2年4月28日

(2020年)

保護者 各位

吹田市 児童部  
保育幼稚園室長 北澤 直子

新型コロナウイルス感染症対策のための  
5月7日以降の公立幼稚園・認定こども園・保育所等における対応について

保護者の皆さまには、これまでの間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために御協力いただきありがとうございますことに心より御礼を申し上げます。

さて、5月6日（水）までとされている国の緊急事態宣言について、5月7日（木）以降の扱い等が決定されるのが5月初旬の大型連休中になる可能性があります。

つきましては、保護者や施設の混乱を避けるため、公立幼稚園・認定こども園・保育所等については、5月10日（日）まで現在の対応（保育提供の縮小）を延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、5月11日（月）以降の対応については、国・府の方針等を踏まえ、5月7日（木）以降に改めてお知らせします。

保護者の皆さまには、大変、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、必要に応じて変更が生じる場合があります。

記

公立幼稚園及び認定こども園（1号認定）

5月10日（日）まで、休園。預かり保育を実施しますが原則、次の①～③の世帯を対象とします。

公立保育所・小規模保育施設・認定こども園（2号・3号認定）

5月10日（日）まで、開園しますが原則、次の①～③の世帯を対象とします。

- ① 保護者のうち、医療、消防、警察、福祉施設（介護、障がい、保育、留守家庭児童育成室）に勤務し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ② ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ③ 個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯

上記の事由により、やむを得ず施設の利用を希望する場合は、別紙「登園申請書」を各施設に必ず提出してください。

裏面も御覧ください

5月11日（月）以降の対応については、5月7日（木）以降に改めてお知らせしますが、現時点における判断の目安は以下のとおりです。

なお、この他のパターンもあり得ますので、5月7日（木）以降の正式な通知を御確認いただきますようお願いいたします。

<判断の目安>

	国の対応	大阪府の対応	吹田市の対応	備考
1	緊急事態宣言を継続した場合		5月11日（月）以降も 現在の対応（保育提供の縮小）を継続	
2	緊急事態宣言を解除した場合	学校等の休校継続を要請した場合	5月11日（月）から  【教育利用（1号認定児）】 休園。預かり保育を実施するが、できる限り家庭で保育いただき、登園自粛を要請  【保育利用（2・3号認定児）】 開園するが、できる限り家庭で保育いただき、登園の自粛を要請	
3	緊急事態宣言を解除した場合	感染拡大防止に努めながら、学校等の再開を要請した場合	5月11日（月）から  【教育利用（1号認定児）】 開園するが、できる限り家庭保育の協力を要請。また当面の間、午前保育、分散登園を実施  【保育利用（2・3号認定児）】 開園するが、できる限り家庭保育の協力を要請	入園式は5月18日の週に実施を検討

<本件に関する問い合わせ先>

吹田市児童部保育幼稚園室 北澤  
電話：6384-3104（直通）

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は吹田市ホームページにて御確認ください